

評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人戸田育英基金（以下「当財団」という。）の評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員の報酬等は、定款及び別表に定める金額の範囲内において評議員会において決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、職務執行の都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融期間口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 当財団は、評議員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とし、評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 費用の弁償の請求があつたときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、

本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 4 費用の弁償について、前払いを要するものについては事前に概算で支払うものとする。その場合、評議員は支出後に遅滞なく証拠書類を提出して精算を受けなければならない。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 評議員の報酬

職務執行の内容	金額
・評議員会等の出席の都度	1 回あたり 3 万円の範囲内